

吉備国際大学研究紀要
 (社会福祉学部)
 第21号, 45-54, 2011

NPO運動と「個の確立」

米良 重徳

The NPO Movement and the “Establishment of the Individual”

Shigenori MERA

Abstract

It has been almost 12 years since the Act to Promote Specified Nonprofit Activities (so-called the NPO, or Nonprofit Organization Act) was enforced in December, 1998, fostering 40,510 corporations authenticated by the end of July, 2010. Indeed being no match for the United States, an NPO giant, but the number has grown so steadily as for the first 12 years, which allows us to see the substance of the NPO movement in Japan as well. So far, considering public service to be nothing but that provided by the administrative organs, the nation was totally dependent on the authorities that directed the organization from above, when they promoted Community Renovation. However, the momentum is at last gathering that the citizens will take up the burden sharing through NPO activities in order to make the community a better place to live in, acting on our own initiative.

In this thesis, surveying the movement of NPO corporations in Japan over the past decade, I would like to consider, first and foremost, what role should be played by the bearer, namely the paid staff and volunteers, secondly and especially, what quality is required for them in hopes to make reference to my research theme, the “Establishment of the Individual.”

Key words : Establishment of the Individual, NPO, public service, paid staff, Volunteer
キーワード : 個の確立, NPO, 公共サービス, 有給職員, ボランティア

はじめに

日本では1970年代の初め頃から国際協力団体がちらほら出現するようになって、NGO (Non-Governmental Organization) という言葉が使われるようになったが、NPO (Non-Profit-Organization)

という言葉の普及は1998年12月の特定非営利活動促進法 (通称NPO法) の制定を待たなければならなかった。NPOとは非営利組織のことで、この法律でいう特定非営利活動法人 (通称NPO法人) はもちろんNPOであるが、すでに存在していた公益法人 (財団法人, 社団法人) や社会福祉法人, 学校法

人そして法人格のないボランティア組織なども非営利活動を行っているということで当然NPOである。町内会や自治会などの地縁組織がNPOであるかどうかは専門家の中で意見の別れるところであるが、まちづくりに積極的に関わっている地縁組織が現実として存在しているし、またまちづくりの担い手になる可能性が高いという意味で私はNPOに加えてよいという立場に立っている。

特定非営利活動促進法制定のきっかけとなったのは阪神淡路大震災被災者救援ボランティア活動と言われている。これまでのボランティア活動は社会福祉活動や国際協力活動の分野でそこそこ活発に行われていたものの、それでもごく一部の意識ある人々の活動であって、社会的にはそれほど大きな影響力のあるものとは思われていなかった。ところが阪神淡路大震災被災者救援ボランティア活動は私たち国民に大変なインパクトを与えた。1つにはその数である。数え方にもよるが140万人とも180万人とも言われる老若男女のボランティアたちが全国各地から阪神淡路地区に馳せ参じた。2つにはその影響力である。大勢の被災者が彼らの働きで物理的な支援を受けたことは言うまでもないことであるが、何よりも際立ったことは結果として精神的な支援を受けたことである。大事なものを一杯失って絶望の中に沈んでいる被災者たちが救援ボランティアたちとの交流を通して生きる希望と勇気を与えられたのである。こうしたボランティアの働きを見て、マスコミは1995年を「ボランティア元年」と位置づけた。そしてこのボランティアの働きを核にして非営利活動を進める組織が継続的且つ責任ある行動を取りやすいように簡便に法人格を与えようと議員立法で上程されたのが特定非営利活動促進法だったのである。それから11年が過ぎて、約4万もの特定非営利活動法人が生まれた。かつて「お上」「下々」の関係で行政組織への依存体質が強かった日本国民が地域の課題をNPOを創ることによって自らの手で解決しよ

うとする機運が高まってきた。

私は自発的に社会貢献をしようとするボランティアのような存在を「確立された個」として認識し、社会の諸問題を自らの手で解決しようとするNPOにとってなくてはならない存在と考えている。この小論においてはボランティア元年から15年ほど経ってのNPO運動の成り行きを確認し、その担い手がどのように育ちつつあるのかそしてその根幹にある「個の確立」とは何かについて言及したいと考えている。日本国憲法ではすでに明文化されている「国民主権」という言葉が今ようやく実体化しようとしている現実を目を向けたいからである。

第1章 NPOの登場

第1節 NPOとは？

NPOはNon-Profit-Organizationで、日本語にすると非営利組織である。行政組織から区別する意味で正確には民間非営利組織というべきであろう。NPOとは何かということを4つの側面から述べてみたい。

まず第1にNPOは組織である。2人以上の構成員がいて思いと目的を共有していること、構成員が認識する共通の何らかの取り決めがあることそして構成員各々が役割を分担していることも重要な要素である。組織が組織として成長・発展するためには人・物・資金などの資源をどう配分し、使っていくかということがポイントとなる。これをNPOのマネジメントと言う。特に法人格を有するNPOは社会的責任があるので、組織を継続して維持するためにもマネジメントが重要となってくる。

第2にNPOは使命（ミッション）を持っている。NPOは人と社会の変革を目的としているので、そのためにその組織に課せられた任務あるいはその組織が行うのにふさわしい天職と呼ばれるものを使命という。使命の表現は、その組織が現実には何をしよ

うとしているのかに焦点を絞ったものでなければならず、その組織にかかわる一人一人が、目標を達成するために自分が貢献すべきことはこれだ、といえるようなものでなければならない⁽¹⁾。使命を表現することにおいて犯しやすい過ちとしてよくあることは立派な意図をたくさん盛り込んで、いかにも良いことをしようと見せかけることである。いわゆる机上の空論に陥ることである。使命の表現は簡潔、明瞭であることが肝要である。ドラッカーは使命達成に必要な3つの要点として機会、能力そして信念を挙げている。要するに、「何が機会であり、ニーズであるか」を問うことである。次に、「その機会やニーズに自らが合っているか」を検討することである。そして、「しかるべき成果をあげられそうか」、「能力を有しているか」、「自分たちの強みを発揮できそうか」、「本当に信念をもってやれるか」ということを検討すべきである⁽²⁾。

第3はNPOの非営利性についてである。非営利とはつまり営利に非ずということで、営利とは何かという説明から入ったほうが分かりやすい。広辞苑によれば営利とは財産上の利益を目的として活動することとあるが、そのような目的を持った組織を営利組織という。株式会社はその典型であるが、株式会社は利潤を上げることが組織の目標であり、株主はその利潤から配当金という利益を得ようとし、役員や社員はそこから少しでも高い給与やボーナスを得ようとする。すなわち営利組織は利潤を上げることが目標にして活動し、儲けた利潤を関係者に配分する組織のことを言う。それでは非営利すなわち営利に非ずとはどういうことかと言うと儲けた利潤を関係者に配分しないという意味である。誤解を招きやすいので改めて言うが、非営利組織は利潤を求めてはいけなく、利潤を求めてよいのである。儲けた利潤を関係者に配分してしまうのではなく、更なる非営利活動のために用いられる資金とするということである。NPOも社会的な責任を果

たすために存続を続けることはとても重要なことであり、そのための資金確保は絶対的に必要なことであるからである。

第4にNPOは事業体である。NPOは社会的サービスの担い手としては行政組織、企業に続く第3の担い手として注目を浴びようとしている。すなわち社会が必要としているサービスを事業として実施する主体になろうとしているのである。そのために求められるのが専門性である。いわゆる顧客（サービスの利用者）から高い満足度を得ることができないで利用者からそっぽを向けられると、その組織の存在価値がなくなり、消滅へと向かう。そこで専門性を確保するために、NPOは専門性に見合った給与を払う有給職員を雇用する。有給職員に支払う給与はその多くを専門的価値のある事業からの収入を財源とする。もちろんNPOの事業は社会的使命性の高いものであるから、寄付金や助成金もその財源となることができるが、これらの財源は恒久的でなく一時的なものであるゆえ、事業を継続していくための財源としてはいかにも不安定である。NPOは専門性を有する有給職員を中核にした事業体と言うことができるが、その事業に関わるボランティアの存在を無視することはできない。ボランティアの数が多ければ多いほどその事業の社会的使命が高いことの証明になるし、人件費コストを抑えることになるし、何よりも中核たる有給職員の励ましにもなるからである。NPOにとって専門性の高い有給職員とボランティアは走っていく車の両輪のようなものである。

第2節 特定非営利活動促進法（NPO法）の制定とその後

阪神淡路大震災被災者救援活動は全国からやってきた多くのボランティアたちの手によって支えられ、その数は数え方や期間によっても異なるが、140万人とも180万人とも言われ、いずれにせよ今ま

での例にない大量のボランティアたちが動いた。最も注目すべきことは、ボランティアの働きを通して被災者とボランティアたちとの交流が生まれ、被災者たちが精神的に励まされたことである。大切なものをたくさん失い、絶望のどん底にいた被災者たちが生きる希望と勇気をボランティアたちからもらったのである。この画期的な出来事を見て、マスコミはこの年1995年を「ボランティア元年」と呼んだ。そして国会議員が動いた。ボランティアは社会を変えられることができると判断した一部の国会議員がボランティアの動きを社会的な仕組みに組み入れようと議員立法を上程したのである。これが1998年12月1日から施行されることになった特定非営利活動促進法（通称NPO法）である。

この法律の目的は第1条に「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」と記述しているとおりである。また、第2条で「特定非営利活動」とは不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした次の17の活動に該当する活動と定義している。17の活動とはすなわち①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、⑤環境の保全を図る活動、⑥災害救援活動、⑦地域安全活動、⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動、⑨国際協力の活動、⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑪子どもの健全育成を図る活動、⑫情報化社会の発展を図る活動、⑬科学技術の振興を図る活動、⑭経済活動の活性化を図る活動、⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、⑯消費者の保護を図る活動、⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 である。法人格

を付与する手続きは従来の公益法人の「許可」のように特別に許可を与えて認めるものではなく、求められる提出書類に誤りがなければそのまま認められる「認証」であるので、簡易に法人格を取得することができる。今まで法人格がないがゆえに、ややもすると根無し草のようで、社会の中で立つ位置の定まらなかったボランティア団体が簡単に法人格を取ることができるようになり、法人としての社会的な責任を担ってほしいという国家からの要請あるいは願望がこの法律に込められていると言っても過言ではない。

2010年7月末で40,510法人が認証を受けているが、これまでの認証経緯を見ると2000年に介護保険制度がスタートした時に介護保険を財源とする介護NPOが多数生れ、2006年に障害者自立支援法が施行されると小規模作業所が相次いで法人化された。数を見ると2002年以降2007年までは毎年約5,000ほどの伸びが続いているが、2007年に30,000を越えてからはその伸び方が鈍化している。分野別で見ると第1号の保健・医療・福祉分野が群を抜き、第2号の社会教育分野、第3号分野のまちづくり分野、第11号の子どもの健全育成分野と続いている。

この10年余りの間に40,000ほどのNPO法人が誕生したが、そのうち活発な事業を通して事業収入を得ることができたり、行政組織との協働がうまくいって安定的に財源が確保できて、組織的に成長しているNPOも数多く見ることができるが、どちらかと言うとそれらは少数派で、大多数のNPOが財政的には喘いでいる状態にあるとあってよい。事実解散したNPOの数は3,909（2010年7月末現在）で、それを上回る数の休眠状態のNPOも存在している。しかし、歴史の流れに沿ってNPOが確実にその存在感を増しつつあることははっきりしていて、将来に望みを託す存在になろうとしていることだけは確信をもって言うことができる。

第3節 NPO法人存在の社会的意義

NPOが生まれ、存在することの社会的意義として、まず第1に分権改革の推進を挙げたい。明治時代以降中央集権的なシステムを駆使して国造りをしてきた日本は敗戦によって一度は国が滅んだが、新憲法を制定して新しい仕組みのもとに再スタートして、やはり中央集権的そして護送船団方式で経済的に復活を遂げた。1980年代初めには日本の成功は世界の注目を浴びたが、1990年代に入ると一転して多くの問題が顕在化してきた。従来 of 社会的仕組みに綻びが生じ始めたのである。そのような状況の中で「地方分権推進法」が制定されたのが1995年5月のことである。社会主義とも揶揄された日本の中央集権主義の見直しとして分権という言葉が語られるようになった。1999年7月には「地方分権一括法」、2006年12月には「地方分権改革推進法」が制定されるなど分権の動きが加速している。そしてとうとう2009年8月の総選挙において、「地域主権」を訴える民主党が勝利して政権交代が行われた。各論においてはまだまだ課題山積であるが、分権は歴史的な流れとして一步一步前に進みつつある。行政権限を国から都道府県へ、都道府県から市町村へと委譲し、その行き先は国民主権の実体化である。NPOはまさしくその担い手である。

NPO存在の社会的意義として挙げなければならない第2のポイントはNPOが行財政改革の担い手であるということである。そのキーワードは「協働」である。従来社会的サービスすなわち行政サービスと言われていたように、社会のサービスは何でもかんでも行政組織が行っていた時代が長く続いていたが、その結果の国家財政の大赤字である。国の債務残高はまもなく1,000兆円になろうとしている。国民1人あたりの借金はなんと700万円を越えようとしているのである。行政組織にのみ依存していた社会的サービスの担い手をNPOのような非営利組織にも分担してもらおうのがいわゆる「協働」という行

動原理である。ではなぜNPOと「協働」とすると行政コストが下がるのということが重要テーマであるが、ここでは枚数もあり1点についてのみ言及したい。それはボランティアの存在である。すでに第1節で述べているとおりNPOは事業体として有給の専門スタッフの存在が不可欠であるが、同時にどれだけ多くのボランティアを巻き込むことができるかがそのNPOの存在を確かなものとする。すべてが有給の公務員によってなされる社会的サービスよりNPOによってなされる社会的サービスの方がはるかにコストを抑えることができるゆえんがここにある。

NPO存在の社会的意義の第3のポイントはNPOはコミュニティーの再生に関与することができるということである。現在コミュニティーの崩壊がいたるところで進行中である。中山間地域では高齢化・過疎化が進み、コミュニティーにおいて必要な共同の技をなすことが物理的に不可能になりつつある。また、大都市においては流動化・過密化が進み、隣の人を認識しづらい状況が起きている。その他の地域でも今まで機能していた自治会や町内会などの地縁組織が硬直化したり、人間関係が希薄化する中で協力関係が薄れてきている。こうしたコミュニティーの崩壊状態に一石を投じようとしているのがNPO活動である。NPOに関わるボランティアは1人の市民として社会的ニーズに敏感であり、社会的サービスの必要性を真摯に受け止めているので、まちづくりへの主体的・自発的な関わりを期待することができるのである。地域で必要な働きを率先して担おうとする心意気を持った市民が増えることによって、コミュニティーが再生することを願っている。

最後にQOLの高まりに触れたい。QOLとは生活の質のことであるが、今までどちらかと言うと生活の質とはどれだけのものを持っていたかということであったが、近年特にボランティア元年以降はどれ

だけのものを与えたかということに関心が高まりつつある。すなわち社会貢献をすることによって生活の質を高めたいと考える人が増えてきているのである。NPOがその受け皿となり、またNPOが増えることによって、生活の質を高めたいと願う人々がさらに増えるのである。自分のことばかりを考える人より他者のことを考える人が増えることによって、社会が根本から変わっていくという希望に目を向けたい。

第2章 NPO運動の担い手

第1節 有給専門職集団

NPO運動の担い手として現実に存在しているのは有給職員とボランティアである。有給職員とボランティアの関係をその成り立ちから見てみよう。通常まず最初にNPOを立ち上げるのはボランティアたちである。思いを共有する人々が集まって、社会的問題を解決するために何か活動を興す。当初はそれぞれが持ち寄る資金と人材の範囲内での限られた活動になるが、社会的ニーズに対応するものであれば、次第に活動が活発化する。活動が活発化すれば、より多くの資金と人材が必要になる。人材面では働く期間が限定的且つ不規則なボランティアでは限界が見えてきて、さらに社会的ニーズに対応しようとするればフルタイム（専従）もしくは期間確定のパートの働き人の存在が必要となり、それに伴い給与に相当する固定的な資金が必要となる。資金が整い、それに見合った有給職員が定期的に働き出すと有給職員にはごく自然に情報が集中するようになり、彼らの専門性が高まって行く。順調に成長していくNPOでは専門性を高めていく有給職員の存在感が増し、事務局機能が拡大していく。有給職員の存在感が増し、事務局機能が拡大していても、ボランティアの存在は重要であるが、ボランティアの働きの大切さについては次節にゆずるとして、有給職員

の働きについてさらに筆を進めたい。

私は本論文第1章第1節の「NPOとは？」においてNPOは事業体であると定義している。事業体は専門的な活動を継続して行うことによってその存在価値を確かなものとする。専門性と継続性を担保するためにはいわゆる専門職集団の存在が必要であるが、こうした人々は通常自分自身の生活をかけて専門性の高い事業に取り組んでいるものである。従って生活をかけるすなわち生活に必要なお金を得ることができる場がNPOにあるということが重要なことである。有給職員たちはその専門性のゆえに対価としての給与を得ることができるわけであるが、それではNPOで働く人々の専門性とは何かというと、まず第1に当該事業の専門性である。事業体である以上当該事業の専門性を高めて、参加者すなわち顧客に満足感を与えることができなければいずれその事業が衰退することは企業活動においてすでに周知の事柄である。継続的に顧客から得ることのできる事業活動からの収入はNPOが独自の努力で得られる最も安定した財源であり、NPOを存続させる要である。第2に組織運営（マネジメント）の専門性である。組織を運営するためには人・物・金といった資源をどう調達し、どう配分するかが重要である。特に「人」についてはまず確保すること働きやすい環境を作ることそして育てることの専門性が問われる。「金」については得る手段と効率よく使うことの専門性が問われる。事務局機能が充実すればするほど人・者・金の動きが激しくなり、組織がさらに発展するか場合によっては一気に崩壊するかマネジメントの専門性が問われるようになる。第3にボランティアコーディネートの専門性である。次節で詳しく述べるが、NPOではボランティアの存在は必要不可欠である。ボランティアを上手に活かす専門性の重要度は上記2つの専門性に勝るとも劣らない。これらの専門性を有した有給職員はNPOの中核であり、NPOが成長・発展するために

なくてはならない存在である。別の角度から見れば、専門性豊かな優秀な有給職員をどう発掘し、育てるかがNPOの将来を左右するといっても過言ではない。

第2節 ボランティア

有給専門職集団とボランティアはNPO運動を推進する両輪である。どちらもが上手に活躍することによってNPOの健全な発展・成長が可能となる。有給専門職集団については前節で述べたところであるが、この節でボランティアについて言及したい。

NPOがなぜボランティアを求めるのかという問いへのひとつの答えとして必ずあがってくるのは、「お金やスタッフといった資源が充分ではないので、ボランティアの支援なしには、われわれの仕事は成り立たないからだ」というものである。この答えは正しいのかもしれないが、ボランティアについての否定的な捉え方である。この答えから自然と類推できることは、では充分なお金やスタッフがあればボランティアは必ずしも必要ではないのかということだ⁽³⁾。NPOにはお金や有給スタッフの有無に関係なく、ボランティアを求める理由があるのである。ボランティアマネジメントに関する研究で世界的に著名なスーザン・エリスはNPOが第一の選択としてボランティアを選ぶ理由を次のように挙げている。①ボランティアには無報酬であるからこそその信頼性がある。ボランティアはその動機づけが営利志向ではないために、より客観的で、より誠実だと捉えられている。従ってボランティアの多いNPOはそれだけ信頼される組織だと認識される。②ボランティアは身内（インサイダー）であり、よそ者（アウトサイダー）である。ほとんどの有給職員は特殊な専門的な見地から仕事にアプローチするので、「木を見て森を見ず」ということになりがちであるが、ボランティアは外からの視点を持ち込むことによってより多角的な観点で物事を考えることができ

るようにしてくれる。③ボランティアはNPOの理解者を増やすことができる。活動に満足しているボランティアは自分の活動先の良いところを宣伝してくれるからである。④ボランティアは客観的な政策立案者としての価値を持つ。ボランティアの持つ客観性は外側にいることで発揮されるといえる。つまり、距離が視野を広げるのである。⑤ボランティアは特定の課題に特化できる。有給職員は全てのサービスの受け手に対して、また全てのケースについて平等にその時間を割かなければならないが、ボランティアは特定の問題やクライアントにのみ集中して焦点を当ててもよい。⑥ボランティアは有給職員より自由に批判したり、プレッシャーやストレスを感じないで課題に取り組むことができる。有給職員は生活の糧を得るために組織に依存しているので、組織内の軋轢を避ける傾向にある。⑦ボランティアはパイオニアである。ボランティアはまだ資金的目途が立っていないような、あるいはさまざまな理由によって誰もお金をかけることを望まないような新しいアイデアやサービスの方法を試してみることができる。またボランティアは自発性や主体性そして創造性に富み、開拓的な仕事に取り組む資質に長けている⁽⁴⁾。その他、⑧ボランティアは有給職員だけではできないサービスの追加の人手となることができる。⑨ボランティアは多様な人材であり、有給職員が近視眼的な見方しかできなくなることの危険性をチェックし、バランスを保とうすることにつながる。⑩ボランティアは職員がすでに有している技能をアップさせたり、持っていない技能を補足することができる。⑪ボランティアは有給職員の価値を知っているので、財源確保のための積極的な提言をすることができる⁽⁵⁾。

全米最大のNPOであるYMCAはこの価値あるボランティアを役割上次の5つのカテゴリーに分けている。①プログラムボランティア、②ポリシーボランティア、③マネジメントボランティア、④募金ボ

ランティア、⑤サポートボランティアである。プログラムボランティアとはプログラムを指導するか、プログラムを実施するときに補助する人すなわち事業の実施者ということで、数としては圧倒的にこの種のボランティアが多い。事業の内容によってはボランティアといえども事業遂行上の専門性が求められる場合が多々ある。ポリシーボランティアとは理事や理事会が設置する諸委員会委員のことで、使命に基づいて事業方針や事業計画を決定する人のことである。特に理事会はNPOの最高執行機関であり、理事はボランティアといえども執行責任が求められる。マネジメントボランティアとは会計や広報などのコンサルタントとして奉仕する人で、それなりの専門性が必要とされる。募金ボランティアとは募金キャンペーンなどで積極的に募金活動を推進する人や募金に応じる人のことである。サポートボランティアとはオフィスや体育館、運動場、ロッカーなどの施設内で単純作業を通してNPO活動に寄与する人のことである⁽⁶⁾。アメリカのYMCAがこのようにボランティアをカテゴリー化しているということはそれだけ熱心にボランティアを募っているということである。NPOにとって価値ある存在であるボランティアはごく自然に降って湧いて与えられるものではない。NPOにとってなくてはならない存在であるがゆえに日頃から熱心に求めることがまず第1になされなければならないことであり、第2に育成することが求められる。ボランティアの数だけでなく、その質も問われるからである。

第3節 NPO運動の担い手と「個の確立」

前節でNPO運動の担い手を有給専門職員とボランティアに分けて記述したところであるが、数的に圧倒的に多いのがボランティアであり、そういう意味でNPOはボランティアの性格・特徴を色濃く反映している。私はボランティア活動を定義する際にできるだけ単純化して3つのキーワードを挙げてい

るが、それらは①自発性、②無報酬性、③社会貢献である。そこからボランティアとは「お金や物などの経済的な報酬を得ないで、社会的に意味のある活動に、自らの意志で参加する人」と定義づけている。この節のテーマである「個の確立」から言えば「自らの意志で参加する」という言葉に注目いただきたい。ボランティアという言葉は日本では1969年に広辞苑に初めて掲載されたことが象徴的な出来事であるが、イギリスではそれよりも322年前の1647年にオックスフォード大辞典に掲載されたのである。時はちょうどイギリスの市民革命期にあたり、やや飛躍するかも知れないが、市民革命の担い手がボランティアであると言っても遠からず当たっているのではないだろうかと思わせるほどである。なぜなら市民革命は市民一人ひとりが自らの命をかけて、社会正義のために、自らの意志で立ち上がるいわゆるボランティアの精神を持って初めて成されることだからである。この市民革命はその後18世紀後半のアメリカ独立革命、フランス革命へと引き継がれ、それぞれにアメリカ独立宣言・フランス人権宣言を生み出して理念的な成果をももたらすこととなった。そこでは人々の有り様、生き様が高らかに宣言されたのである。市民革命の経験を通して人々の生き方が大きく変わっていったといっても過言ではないだろう。

19世紀に入ると明らかに市民革命の影響と思われるが、欧米各地でアソシエーションが数多く生れるようになった。現代で言うといわゆるNPOであり、あるいはNPOの原型ともいえるべき組織である。自発的なアソシエーションこそがアメリカ民主主義の基盤をなしていると主張したトクヴィル（1835年と1840年に2巻本の「アメリカのデモクラシー」を出版）のアソシエーション論について、中谷猛「フランス市民社会の政治思想—アレクシス・ド・トクヴィルの政治思想を中心に」（法律文化社、1981年）の31頁に、その要点を4点にまとめたものが紹介され

ている。それによると、①そこに参集した人びとの間で共通の目標が存在すること ②そこへの参加は自発的なものであること ③契約（同意）がアソシエーションを集団として基礎づけていること ④人々の相互作用が存在すること というものである⁽⁷⁾。その後国民国家の形成やナショナリズムの昂揚、2次にわたる世界大戦の影響を受けて一時期アソシエーション運動は下火になるが、第2次世界大戦後再び活性期を迎える。特にアメリカをリーダーとする自由主義の国々ではトクヴィルが指摘したとおり社会問題を解決する器としてのアソシエーションすなわちNPOの存在が再びクローズアップされるようになった。

アソシエーションすなわちNPOの性格はトクヴィルによれば先の4点にまとめられたが、最後にその担い手としてのボランティアそして専門職員の資質を「確立された個」としてまとめてみたい。「確立された個」とは何かを3つの概念で述べると、まず「自立」である。自分以外のものに依存して生きるのではなく、自らの力で生きることができることである。そのためには自らの思想・哲学を持ち、それを実践して生かすことができる経済力を持つことが肝要である。「自立」できる担い手がいて初めてNPOそのものも自立することができるのである。次に「自律」である。「自律」とは端的に言うと良心に従って生きることである。すべきことを実践し、してはならないことをしないことである。言葉で言うと簡単に思えるが、これが意外と難しいことを私たちは日常生活においてよく知っていることである。NPOで言うと常に「使命」を意識し、果たそうとすることである。「自律」できる人材がNPOに絶対必要である所以である。最後に「個の尊重」である。だれでも自分のことを最も大切に思い、他者から尊重してほしいと思うものであるが、その自分への思いと同じ思いを他者にも向けることができるかどうかである。NPOは思いと目的を共有する

人々の組織であるゆえ相互の理解と協力は必須である。相互に存在を認め、尊重することによってエネルギーは倍増する。このことはNPO同士にも当てはまり、NPO間の連帯、協働は社会変革を生み出す力の源泉である。

おわりに

NPO運動の担い手の資質として「個の確立」を挙げ、その具体的な内容として「自立」、「自律」、「個の尊重」について言及してきたところであるが、欧米では市民革命を契機としてこれらの概念が定着してきてすでにおよそ200年が経とうとしているのに比べ、日本では1998年12月に制定された特定非営利活動促進法（通称NPO法）がその契機となっている。「ボランティア」という言葉がオックスフォード大辞典に登場したのが1647年で、広辞苑に登場したのが1969年というのも象徴的である。歴史的な観点に立つと、私たち日本人は20世紀から21世紀への変わり目にただ単に世紀が変わっただけでなく、いわゆる行動原理に変化が生じつつあるという体験の最中にあるということである。太平洋戦争の敗北後に日本国憲法が制定されて、国民主権が明文化されたにもかかわらず政府（行政組織）主導の国造りが進み、集団主義的な行動原理が尊重される中で国民一人ひとりが自らの力で立つというよりは政府に頼る依存体質を増幅させてきたが、これらの社会的仕組みが怪しくなってきたところで今ようやく自らの力で立つことの意味を改めて問い直そうとしているところである。自ら立つためには当然社会的な責任が求められるので、自分自身を律する必要性に迫られるのである。こうして「個の確立」概念がNPO運動を支える担い手の資質として、なくてはならないものとなってきたのである。

日本でようやく歩みだしたNPO運動が人々の行動原理を変え、国のあり方をも変えるようになるた

めには分権改革の進行がその成否の鍵を握ることになる。国民の持つ課題に対してまず国民が立つ。その場合NPOは当然受け皿になるだろう。そして自らの力で解決できない場合は地方公共団体と協働する。さらに必要な場合は都道府県との協働そして国の出番というような動き方すなわち従来とは全く逆

の動き方が今求められているのではないだろうか。この場合何といても重要な役割を担うのがNPOであることをこの小論で述べてきたつもりである。極論を許されるならば、日本の将来はNPO存在のあり方そして働き方にかかっていると云っても過言ではあるまい。

引用文献

- (1) P・F・ドラッカー (1996) 「非営利組織の経営」第10版 ダイアモンド社 東京 pp. 7
- (2) P・F・ドラッカー (1996) 「非営利組織の経営」第10版 ダイアモンド社 東京 pp.11
- (3) スーザン・エリス (2001) 「なぜボランティアか？」初版 海象社 東京 pp.18～pp.19
- (4) スーザン・エリス (2001) 「なぜボランティアか？」初版 海象社 東京 pp.20～pp.25
- (5) スーザン・エリス (2001) 「なぜボランティアか？」初版 海象社 東京 pp.30～pp.31
- (6) セレスト・J・ロブルスキ (2000) 「ボランティア開発マニュアル」初版 日本YMCA同盟 東京 pp. 7～pp. 9
- (7) シュテファン・R・ホフマン著山本秀行訳 (2009) 「市民結社と民主主義」第1刷 岩波書店 東京 pp.149